

## 令和7年度 南部中学校いじめ防止基本方針

富山市立南部中学校

## 目 次

1 南部中学校いじめ防止基本方針について	..... 1
(1) 目的	..... 1
(2) 基本理念	..... 1
2 本校のいじめの実態と課題について	..... 1
(1) 本校の実態	..... 1
(2) 本校の課題	..... 1
3 いじめ問題への対応について	..... 1~3
(1) いじめの防止のための取り組み	..... 1~2
(2) いじめの早期発見のための取り組み	..... 2
(3) いじめが起きたときの対応	..... 2~3
4 重大事態への対処について	..... 3
(1) 重大事態とは	..... 3
(2) 重大事態の対応についての留意事項	..... 3
5 その他	..... 4~7
・学校におけるいじめ防止等の対策のための組織	..... 4
・いじめ防止対策委員会	..... 5
・いじめが起こった場合の組織的対応の流れ	..... 6
・いじめ問題への取組の年間指導計画	..... 7

## 1 いじめ防止基本方針について

### (1) 目的

いじめは、いじめを受けた生徒の教育を受ける権利を著しく侵害し、その心身の健全な成長や人格の形成に重大な影響を与えるだけでなく、生命又は身体に重大な危険を生じさせるおそれがあります。

富山市立南部中学校は、学校や家庭、地域が連携し、いじめ問題の克服に向けて取り組むため、いじめ防止対策推進法（平成25年法律第71号。以下「法」という。）第13条の規定に基づいて、いじめの防止やいじめの早期発見、いじめの対処のための対策を総合的かつ効果的に推進するため「南部中学校いじめ防止基本方針」を策定しました。

### (2) 基本理念

いじめの防止等の対策はいじめが全ての生徒に関わる問題であることから、生徒が安心して学習や活動に取り組むことができるよう、学校の内外を問わずいじめがなくなることを目指して行うことが重要です。

また、いじめの防止等の対策は、いじめがいじめられた生徒の心身に深刻な影響を及ぼし、取り返しのつかない状況も生み出す行為であることについて生徒が十分に理解できるようを行うことが必要です。

加えて、いじめの防止等の対策は、市、学校、家庭、地域住民だけでなく、国や県、その他の関係者、関係機関がいじめ問題の克服を目指し、連携して取り組むことが大切です。

## 2 本校のいじめの実態と課題について

### (1) 本校の実態

比較的落ち着いた学校生活が送られていますが、冷やかしやからかい等の言葉によるトラブル、「ちょっとふざけただけ」「思わずやってしまっただけ」といった軽率な言動によって、相手を無意識のうちに傷つけてしまうといった事例が発生しています。また、スマートフォン等を使い、本人の許可なく無断で撮影をしたり、ネット上に不適切な書き込みをしたりする事例が発生しています。

### (2) 本校の課題

- ・ 1年生において人間関係のトラブルが生じることが多いので、入学の段階で未然防止の指導の充実に努める必要があります。（小中連携の強化）
- ・ 冷やかしやからかい等、言葉によるものが多いので、言語環境に留意した教育活動に努めなければなりません。
- ・ スマートフォン等に関わるトラブルが起こっているので、ネットモラルに関する指導を丁寧に行う必要があります。

## 3 いじめ問題への対応について

### (1) いじめの防止のための取り組み

- ・ いじめは法律で禁止されていることを正しく理解して、「いじめは人間として絶対に許されない」との雰囲気を学校全体につくるとともに、一人一人が「いじめをしない心をもつこと」の大切さをくり返し伝え、「自分の大切さとともに、他人の大切さを認める」態度を育てるよう努めます。
- ・ 道徳教育や人権教育を充実させたり、読書活動・体験活動等、幅広く体験的に学ぶ機会を設けたりすることで、生徒の社会性を育み、いじめをしない、させない、許さない態度の育成に努めます。
- ・ 一人一人を大切にした分かりやすい授業づくりに努め、一人一人が活躍できる集団づくりを進めます。
- ・ 生徒がいじめの問題について学び、生徒自らがいじめの防止を訴えるような取組（生徒会による

いじめ撲滅の宣言や相談箱の設置等)を推進します。

- ・ いじめにつながりやすい感情を押さえるために、学校の教育活動全体を通して、自己有用感や自己肯定感を高められるよう努めます。
- ・ いじめの内容や指導上の留意点等について、平素から教職員全員で共通理解を図り、未然防止に取り組みます。
- ・ いじめ問題に関する年間指導計画を作成し、いじめの未然防止のための定期的なアンケートや教職員研修を実施するとともに、隨時、計画の見直しを図り、よりよい取組となるよう改善に努めます。

(2) いじめの早期発見のための取組

- ・ 休み時間や放課後の生徒の様子、生活ノート等での生徒との日常のやりとり、個人面談や家庭訪問等を通して、アンテナを高く生徒たちを見守ります。
- ・ ささいないじめに関する情報であっても学校の教職員全体で共有し、解消に向け、迅速に取り組みます。
- ・ 定期的なアンケート調査や教育相談を実施し、いじめの実態把握に努め、生徒が日頃からいじめを訴えやすい雰囲気づくりに努めます。
- ・ 生徒や保護者、教職員が気軽に相談できるよう体制を整備し、保健室や相談室等の窓口について広く周知するよう努めます。

(3) いじめが起きたときの対応

- ・ いじめと疑われる行為を発見した場合、その場でその行為を止めます。
- ・ 生徒や保護者からいじめの相談や訴えがあった場合には、ささいな兆候であっても、丁寧に対応し、いじめられた生徒やいじめを知らせてきた生徒の安全を確保します。
- ・ いじめを発見したり、通報を受けたりしたときは、校内の「いじめ防止対策委員会」で直ちに情報を共有し、組織的に対応します。
- ・ 速やかにいじめの事実の有無の確認をし、いじめがあった場合は、市教育委員会に報告します。いじめられた生徒といじめた生徒それぞれの保護者に連絡します。
- ・ インターネット上での児童ポルノ関連のいじめについては、被害の拡大を防ぐために、直ちに警察に相談・通報を行い、連携して対応します。
- ・ 生徒の心身に重大な被害が生じている、又はその疑いがあるいじめ事案やいじめが犯罪行為として取り扱われるべきと認められる事案については、直ちに警察に相談・通報を行い、適切に援助を求めます。
- ・ いじめられた生徒とその保護者へは次のような支援を行います。  
ア 徹底して守ることや秘密を守ることを伝え、複数の教職員で見守りを行うなどし、いじめられた生徒の安全を確保します。  
イ 必要に応じ、いじめた生徒を別室で指導すること等で、いじめられた生徒が落ち着いて教育を受けられるようにします。  
ウ 状況に応じて心理や福祉等の専門家、教員経験者、警察官経験者等、外部専門家の協力を得て、取り組みます。
- ・ いじめた生徒とその保護者へは次のように指導・助言を行います。  
ア 複数の教職員が連携し、必要に応じて心理や福祉等の専門家、教員、警察官経験者等、外部専門家の協力を得て、いじめの行為をやめさせ、再発防止に努めます。

イ 保護者の理解を得て、保護者と連携して対応を行えるよう協力を求めるとともに、保護者に対する継続的な助言を行います。

ウ いじめた生徒へは、いじめは生命や身体又は財産を脅かす犯罪行為にあたる可能性があることを理解させ、自らの行為の責任を自覚させる指導を行います。

エ いじめの背景にも目を向け、いじめた生徒のプライバシーには十分に留意した対応を行います。

オ 警察と連携した指導については、教育的配慮に十分に留意し、いじめた生徒の健全な成長を促すことを目的に行います。

- ・ いじめが起きた集団の生徒に対しては、自分の問題としてとらえさせるとともに、その中で同調していた生徒に対しては、同調はいじめに加担することであることを理解させ、いじめを根絶しようとする態度を育てます。
- ・ 謝罪で解決したものとはせず、当事者同士や周りの生徒との関係が修復し、集団が望ましい状態を取り戻すまで指導を継続し、安定した状態になっても見守りを続けます。
- ・ ネット上の不適切な書き込み等については、直ちに削除する対応や、必要に応じて法務局又は地方法務局の協力を得て、プロバイダに対して速やかに削除を求める対応を指導します。
- ・ ネット上の人権を侵害する情報に関する相談の受付等、関係機関の取組について周知します。
- ・ パスワード付きサイトやSNS（ソーシャル・ネットワーキング・サービス）、携帯電話のメールを利用したいじめの対策として、保護者と連携しながら、学校における情報モラル教育の充実に努めます。
- ・ いじめが一旦、解決したと思われる場合でも、十分な注意を払い、必要な支援を継続していきます。

#### 4 重大事態への対応について

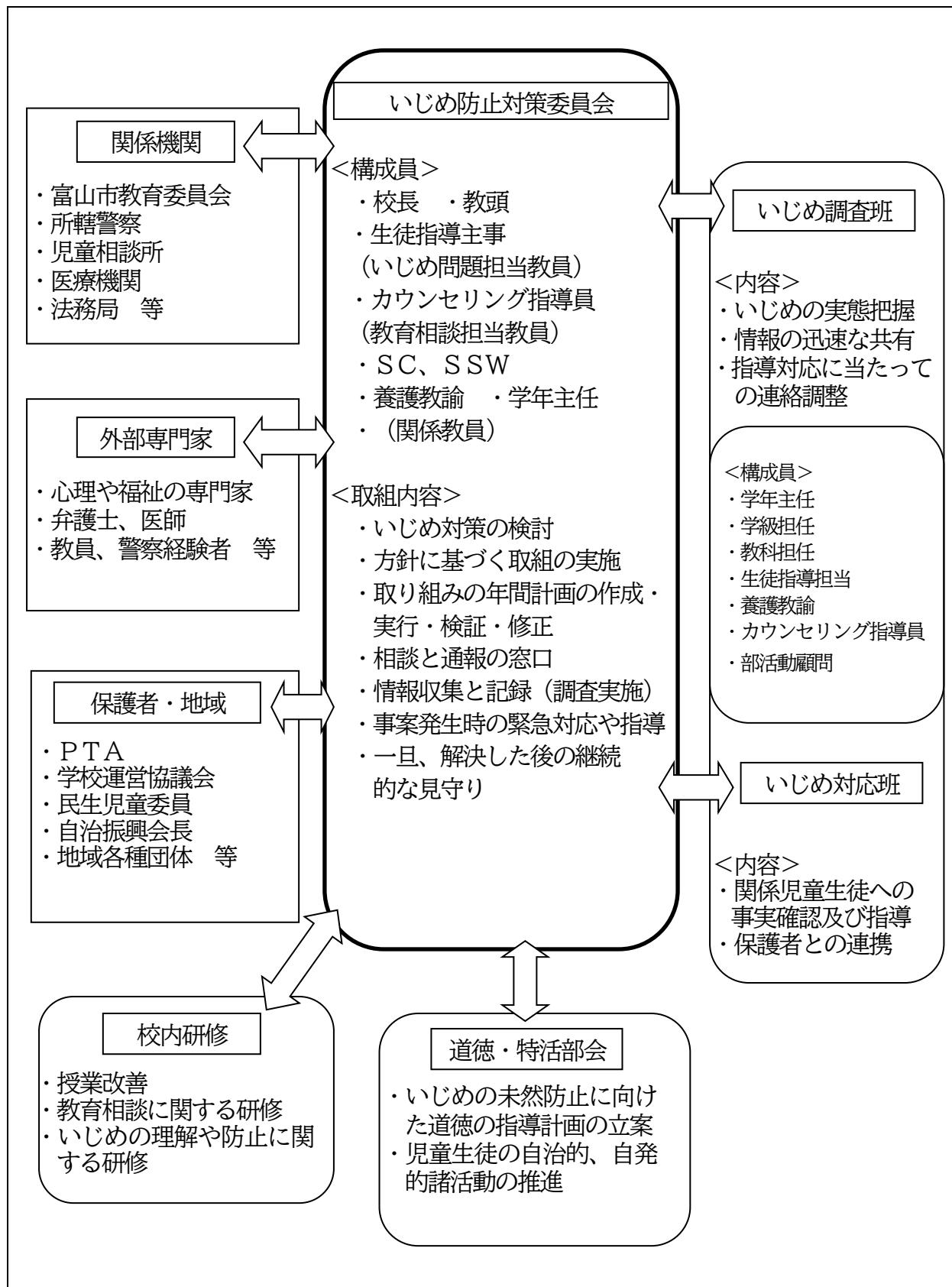
##### (1) 重大事態とは

① 「生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき」
・児童生徒が自殺を企図した場合
・身体に傷害を負った場合
・金品等に重大な被害を被った場合
・精神性の疾患を発症した場合
・転校に至るほど精神的に苦痛を受けた場合 等
② 「相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき」（年間30日を目安として、一定期間連續して欠席しているような場合）
※「児童生徒や保護者からいじめられて重大事態に至ったという申し出があったとき」

##### (2) 重大事態の対応についての留意事項

- ・ 速やかに富山市教育委員会に報告し、市教育委員会の支援のもと、管理職が中心となり、学校全体で組織的に対応し、問題の解決に当たります。
- ・ 学校は、その事案が重大事態であると判断したときは、調査のための組織を設けます。
- ・ 調査の実施は被害生徒・保護者の意向を的確に把握し、調査方法を工夫し、共通理解を図りながら進めます。

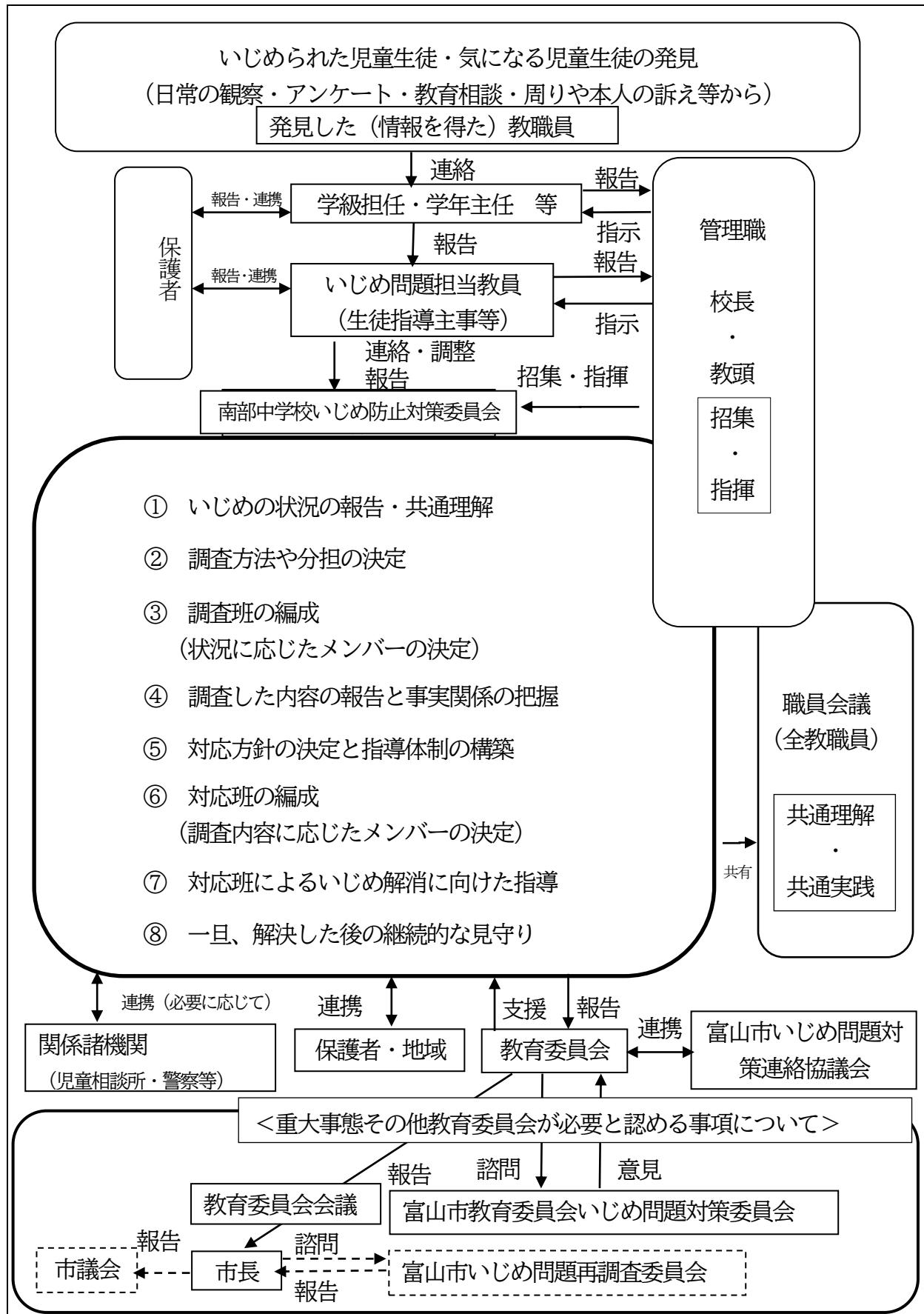
【学校におけるいじめの防止等の対策のための組織】  
(法第22条に基づく組織 <必置>)



【いじめ防止対策委員会】

役 職	氏 名	分担1	分担2	備 考
校長		総 括		
教頭		指 挥 調査班班長		
教頭			指 挥 対応班班長	
生徒指導主事		調査班		
カウンセリング指導員		調査班	対応班	
スクールカウンセラー			対応班	
スクールソーシャルワーカー			対応班	
各学年主任		調査班	対応班	
養護教諭		調査班		
部活動担当教員		調査班	対応班	
担任等関係教員		調査班	対応班	

【いじめが起こった場合の組織的対応の流れ】



【いじめ問題への取組の年間指導計画】

